

# 活気あふれる！地域活性化の取り組み

地域の課題解決や活性化のため、まちづくり協議会や自治公民館、NPO、各種団体などによる主体的で意欲的な取り組みが行われています。今回は「山之口地区まちづくり協議会」の取り組みを中心に紹介します。

◎問い合わせ 地域振興課 ☎23-7146



誰かがやってくれるのではなく、自分たちでやろう

全国的な少子高齢化の進展により、地域の担い手不足や絆の希薄化が進み、地域活力の低下が危惧されています。このため、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、住民やさまざまな団体、行政などが積極的に協働の取り組みを進めています。

本市においても、住民主体のまちづくりを進めるため、平成22年度から各地区でまちづくり協議会が発足。市は、地域の課題を地域の力で解決する取り組みを支援するために、平成25年度から都市地域活性化事業を展開しています。

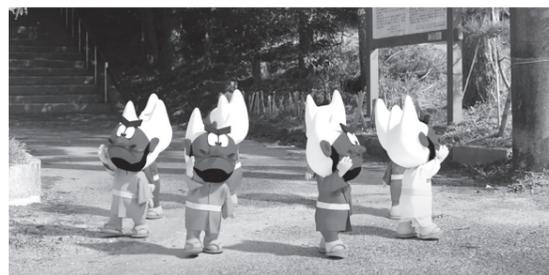


デジタル技術を活用した地域課題解決の取り組み

（山之口地区）  
山之口地区では、地域の魅力発信や課題解決などにデジタル技術を積極的に活用しています。

同地区の史跡や文化財、名産品・食文化などの地域資源を紹介する動画や「山之口よかとこお散歩マップ」を作成。地域内外へ発信しているほか、地域の観光資源をバーチャル空間で体験できるよう展開しています。また、民俗芸能の動作をデジタルデータ化し後世への継承活動に取り組みなど、地域の魅力発信とともに民俗芸能の後継者不足という地域課題の解決にも取り組んでいます。

このほか、競泳オリンピックメダリストの松田丈志さんや戦場カメラマンの



3Dキャラクター「やっくん」が踊る弥五郎どん音頭

渡部陽一さんなどの著名人を講師に招き子ども向けの講演会を実施するなど、住民自ら特色ある取り組みを展開しています。  
※詳しくは、山之口地区まちづくり協議会ホームページを確認ください



## デジタル技術により民俗芸能を後世に残していきたい

山之口地区には多くの民俗芸能が残されている一方で、その後継者不足が深刻な課題です。そこで当協議会では、デジタル技術を活用して踊りなどをモーションキャプチャ3D化し、データで後世に残すための取り組みを始めました。本データ

は当協議会ホームページに掲載していて、細部の動きも分かるので普段の練習にも活用しています。

今後も、同地区の活性化に向けたさまざまな取り組みを行うとともに、魅力を地域内外に発信していきたいです。



山之口地区まちづくり協議会 会長  
有川 俊一郎 さん

# 税金は納付期限までに納めましょう

税金は、福祉や教育、生活環境整備など行政サービスを行うための重要な財源です。私たちが健康で豊かな生活を送るために必要な財源となっている税金。納付期限までに納付しましょう。

◎問い合わせ 市税について 納税管理課 ☎23-2126  
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 保険年金課 ☎23-7144  
介護保険料について 介護保険課 ☎23-2596

**納期内納付と自主納付が原則**  
市が扱う税金には、市県民税や固定資産税、軽自動車税、法人市民税のほか、国民健康保険税などがあります。  
税金は、納期内納付と自主納付が原則です。

**口座振替で納付忘れを防ぎましょう**  
パソコンやスマートフォン、タブレット端末など、インターネットを利用した「Web口座振替受付サービス」があります。個人の口座であれば、口座振替依頼書の記入や届出印が不要で、金融機関に出向く必要もなく、簡単に申し込みできます。利用できる金融機関など詳しくは、市ホームページを確認ください。



**アプリなどでも支払いが可能に**

eLマークが記載されている納付書では、24時間365日、地方税お支払いサイトや各種スマホアプリなどで支払いが可能です。詳しくは、地方税お支払いサイトを確認ください。※令和5年度、本市では固定資産税と軽自動車税が対象



**納付忘れも「滞納」です**  
納付期限までに納付しないことを「滞納」といいます。うっかりや不注意による納付忘れであっても滞納になります。納付期限を過ぎると本税のほか、督促手数料や延滞金も併せて納めなければなりません。

**期限までに納付できなるときの**  
病気や失業、災害など、やむを得ない理由で納付が困難になった人のために、納税相談を随時行っています。納付が困難になった場合は、そのまま放置せず、早めに相談ください。  
毎週木曜日は、納税管理課と保険年金課で19時まで相談を受け付けています。

**「滞納処分」されます**

税の公平性を保つため、国税徴収法などで定められているのが「滞納処分」です。滞納の状態が続くと、滞納している人の財産（預貯金や給与、生命保険、不動産など）を差し押さえて、滞納している市税に充当します。場合によっては、滞納者宅の捜索や自動車のタイヤロックを



差し押さえ物品公売会

## 11月以降の税金および保険料の納付期限

税目 / 納期	11/30 (木)	12/25 (月)	1/31 (水)	2/29 (木)	4/1 (月)
固定資産税		●		●	
市県民税			●		
国民健康保険税	●	●	●	●	●
後期高齢者医療保険料	●	●	●	●	
介護保険料	●	●	●	●	

**勤めている人の納付方法**  
会社などに勤めている人の市県民税は、特別徴収制度による給与差引きになっています。特別徴収制度は、雇用主が従業員の給与から預かって納入する制度です。雇用主の皆さんは、納入期限までに納入ください。  
**雇用主の皆さんへ**  
従業員が市税などを滞納している場合、会社に給与などの調査を依頼することがあります。調査への協力をお願いします。